会報

社労士 ふくしま

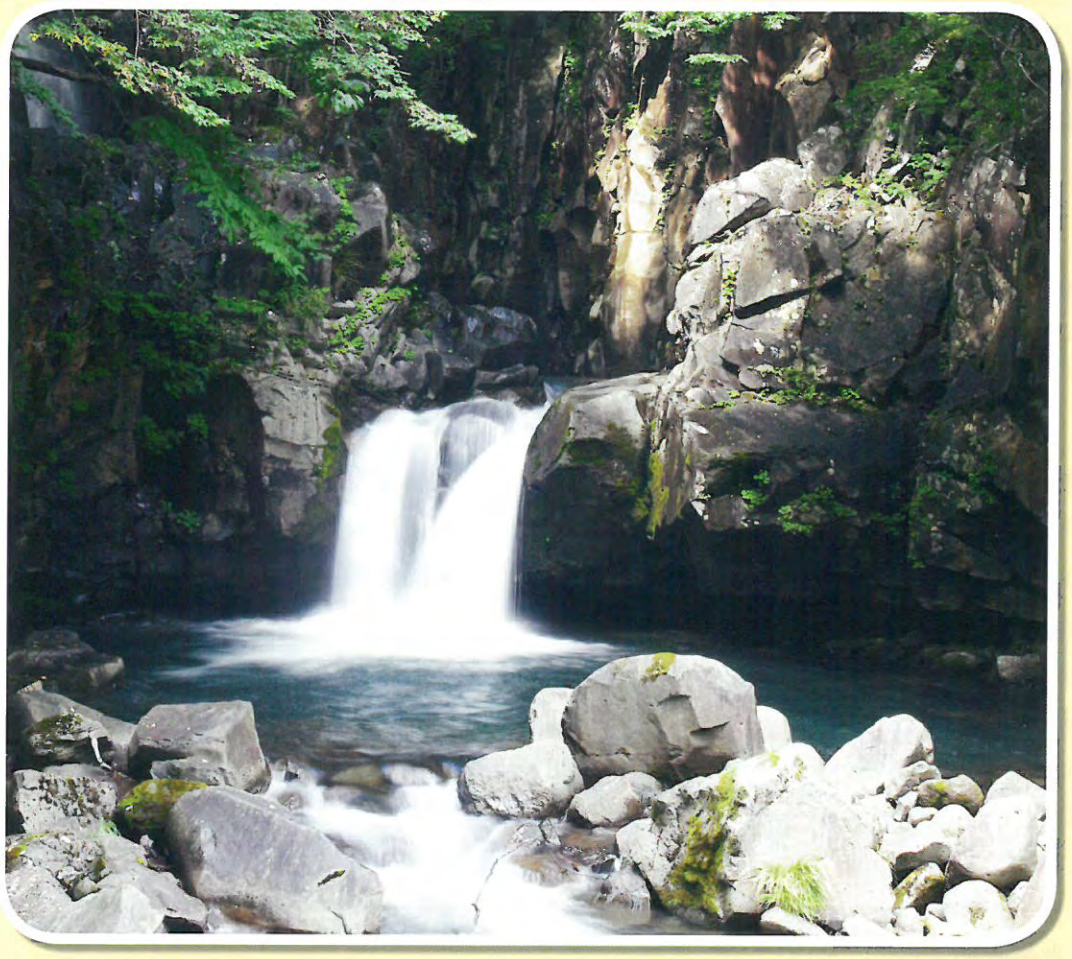

思いの滝（福島市）

■ 令和元年度第42回定時総会
■ 委員会・各種事業活動

NO.112
2019／September

福島県社会保険労務士会

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は，品位を保持し，常に人格の陶冶にはげみ，旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い，もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1．品位の保持

社会保険労務士は，品位を保持し，信用を重んじ，中立公正を旨とし，良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2．知識の涵養

社会保険労務士は，公共的使命と職責の重要性を自覚し，常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3．信頼の高揚

社会保険労務士は，義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し，依頼者の信頼に応えなければならない。

4．相互の信義

社会保険労務士は，相互にその立場を尊重し，積極的に知識，技能，情報の交流を図り，いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5．守秘の義務

社会保険労務士は，職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後も守秘の責任をもたなければならない。

＊＊＊　CONTENTS　＊＊＊

会長挨拶……3
令和元年度第42回定時総会……4
新役員のあいさつ……11
委員会活動……14
各種事業活動……17
連合会総会報告……21
第３回研修会……22
リレー随想……24
情報・一番
• 東日本大震災復興支援事業の開催……25
• 関係機関の職員名簿……26
新入会員紹介……30
支部だより……32
会員異動状況……36
編集後記……38

表紙説明

「思いの滝（おもいのたき）」

この滝はふた筋の滝が折り重なってひと筋の滝になっております。滝の名称は、会津落城の際の里娘と若武者との恋物語に由来しています。滝の入口近くに「行きて見ば後も思ひの滝つなみ　かかるながめを余所にすな人」の古碑があります。

会長挨拶

福島県社会保険労務士会
会長　宍戸宏行

去る６月６日の総会において２期目の会長に当選させていただきました。

引き続き２年間気を引き締めて会の運営のかじ取りをしてゆきます。よろしくお願いいたします。

さて、総会の挨拶でも触れさせていただきましたが、本年度は、まさに働き方改革実施元年の年度であります。

労働局の委託を受け、すでに本年４月より「福島県働き方改革推進支援センター」を設置し、多くの相談に対応し、またセミナー等を実施しております。また、従来の「経営労務監査推進特別委員会」を今年度より「働き方改革労務監査委員会」とし、働き方改革及び労務監査の推進を積極的に図っていきます。

さらに社労士会総合相談所において従来の研修に加えて福島県医師会との連携による働き方改革関連の研修を実施する予定です。

研修会についても本年度は、北海道・東北地域協議会主催の南部３県の研修会及び３号業務研修会が福島県の当番県となっております。すでに南部３県の研修会は、本年９月26日（木）、３号業研修は、11月28日（木）29日（金）に決定しております。近くになりましたら月間情報等で通知申し上げます。いずれも働き方改革関連の研修内容となっております。多くの会員先生方の参加を期待しております。

新入会員の研修、さらに今年度は、社労士試験合格者に対するオリエンテーションなども実施します。倫理研修においては、県会業務委員会が主催する研修会のなかにおいて、必須研修として実施するとともに連合会主催の倫理研修においても最重点研修として実施いたしますので、対象者の先生方は受講をお願いいたします。現在連合会のホームページには、様々なｅラーニングがアップされております。こちらも時間を調整しながら必ず受講いただければと思います。

次に社会貢献事業でありますが、引き続き高校および大学へのワークルールセミナーと県内の施設向けの発達支援等のセミナーを実施します。また、東日本大震災の復興支援事業もさる５月25日に実施しましたが、今年度も全国社会保険労務士会連合会へ予算請求をし、実施いたします。がん就労支援事業については、現在引き続き福島県立医科大学附属病院において実施しておりますが、今年度は、６年間の相談内容を事例集としてまとめ上げ、支援事業をさらに広げていきます。

広報活動においては、昨年度制度創設50年の式典等の実施により大きな広報活動ができましたが、今年度も働き方改革等様々な機会を捉えて広報活動、プレスリリースをしていきます。さらに積み残しである県内の３市との災害協定も年度内に締結していきたいと思っております。また自治体への要望として従来の指定管理者選定の選考委員の登用に加え、働き方改革に付随した様々な自治体の各種委員会へ社労士が活用されるよう要望書を提出する予定です。

間もなく50周年の記念誌が発行されますが、「過去・現在・未来」をコンセプトにした素晴らしい内容になっております。過去の歴史を知ることは、未来に備えるための大切な知識・情報です。単なる記念誌ではなく社労士会の歴史書としてご覧頂けたらと思います。社労士のさらなる地位向上が必ず我々の仕事に繋がっていきます。「人を大切にする企業づくり」「人を大切にする社会づくり」を理念に理事の皆さんと２年間、会の運営をしていきます。

結びに会員先生方の益々のご活躍を祈念し会長挨拶とさせていただきます。

令和元年度第42回定時総会について

真　船　あ　い（白河支部）

令和元年６月６日（木）「東京第一ホテル新白河」において福島県社会保険労務士会令和元年度第42回定時総会が開催されました。

今回の総会は、私が社労士登録をしてから初めて地元白河で開催された総会であり、また司会を仰せつかったこともあり、当日はかなりの緊張感をおぼえながら会場に到着しました。開会までの打合せや準備においては、事務局の方々があらゆる事案に備え、細部に至るまで万全の準備をしていただいていることに改めて感嘆いたしました。そしててきぱきと会場設営、打合せをこなす役員会員の皆様にならい準備をしているうちに、あっという間に開会の時刻を迎えました。

定時総会は午前11時に冨田力也副会長の開会の辞で開会となり、宍戸宏行会長が挨拶をなされた後、表彰が行われ、表彰者を代表して伊藤直則会員（福島支部）が謝辞を述べられました。続いてご来賓祝辞、ご来賓紹介、祝電披露が行われました。

宍戸宏行会長の挨拶、そしてご来賓の皆様からいただいたご祝辞をお聞きしたときには、令和を迎え新たな時代に社労士として仕事をしていくことに晴れがましいような、また改めて身の引き締まるような気持ちになりました。また、今回の表彰では50年該当の表彰を筆頭に、多くの会員職員の皆様が表彰を受けられました。社労士制度が50周年の節目を迎えましたが、これまで長く社労士会の歴史を築き支えてこられた表彰該当の皆様、誠におめでとうございます。

続いて議長団の選任がなされ、議長に緑川英作会員（白河支部）、副議長に久井貴弘会員（郡山支部）が選任・承認されたところで休議となりました。

午後１時30分、議事運営及び資格審査委員長小林健作会員（白河支部）より、資格審査発表と議事日程の確認が行われた後、議事に入りました。

第１号議案　平成30年度事業報告書承認に関する件

第２号議案　平成30年度決算報告書承認に関する件

第３号議案　監査報告書承認に関する件

各議案について、理事会より報告と説明がなされ、拍手による賛成多数で承認されました。

第４号議案　慶弔規程一部改正（案）に関する件

理事会より改正案の説明がなされ、拍手による賛成多数で承認されました。

第５号議案　令和元年度事業計画（案）に関する件

第６号議案　令和元年度収支予算（案）に関する件

第７号議案　特定預金支出に関する件

各議案について、理事会より説明がなされました。宍戸宏行会長から具体的な事業計画として「資質向上に関する事業」「社労士制度推進に関する事業」「社会貢献に関する事業」の３つの柱が掲げられ、それを基にそれぞれの事業を推進していくとの考えが示されました。質疑

では予算額の前期繰越収支差額の記載について指摘があり、理事会からは後日各会員に修正報告する旨の説明があり、拍手による賛成多数で承認されました。

第８号議案　役員改選に関する件

選挙管理委員長蛭田邦栄会員（白河支部）より宍戸宏行会員を会長当選者とする旨の報告があり、当選証書の授与が行われました。続いて理事及び監事候補者の選考結果について報告がなされ、理事、監事への就任が拍手により承認されました。

ここで理事会開催のため一旦休議を挟み、再開の後副会長に大原百合会員（郡山支部）、菅沼恒博会員（会津支部）、中目敏雄会員（いわき支部）、常任理事に村山敦子会員（福島支部）、草野智正会員（相馬支部）、高山浩会員（白河支部）が互選され、承認されたことを宍戸宏行会長が報告されました。

第９号議案　全国社会保険労務士連合会総会代議員選出に関する件

理事会より、高山浩会員（白河支部）及び加藤和志会員（いわき支部）の２名を新代議員に推挙したい旨の提案があり、拍手により承認されました。

すべての議事が終了し宍戸会長からの再任の挨拶がなされ、引き続き新役員が自己紹介をしました。役員を退任する方々のご紹介の後、代表して冨田力也副会長が挨拶を述べられました。大橋隆一副会長が閉会の辞を述べられ、午後４時15分に総会は無事閉会となりました。

若干の休憩を挟み、開催された福島県社会保険労務士政治連盟第39回定期大会についても、滞りなく議事は進行され無事終了しました。

ほっと一息ついたところで別室に移動し、ご来賓のかたがたも交えて懇親会が賑やかに開催されました。出席者の集まるあちらこちらの輪からたくさんの笑い声が聞こえ、大いに盛り上がりをみせた懇親会となりました。

懇親会では、業務や社労士会の話に加えて、普段とは一味異なる先生方の趣味の話しを聞くことが出来たり、楽しい話で大笑いしたり、仕事についてのお考えを伺ったりと、貴重な時間を過ごさせていただけることにいつも感謝の気持ちでいっぱいになります。

定時総会、定期大会を通じ、議案書に記載されているたくさんの事業、活動内容を見るにつけ、現在執り行っている事業は福島県社会保険労務士会の過去から現在に至る会員の皆様、諸先輩方の実績の積み重ねなのだと感じます。私自身も微力ながら県会運営のお役に立てるよう、努力してまいりたいと思いました。

祝　　辞

福島労働局長　岩　瀬　信　也

本日ここに、福島県社会保険労務士会の令和元年度第42回定時総会が盛大に開催されますことにつきまして、心からお祝い申し上げます。

宍戸会長をはじめ役員の方々、本日ご出席いただいている会員の皆さまには、日頃より労働行政の推進に当たり、多大なご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、会員の皆さまのご理解の下、日頃より福島県における企業の労務管理水準・安全衛生管理水準等の向上にご尽力いただいておりますこと、加えて、平成30年１月に締結しました「新生ふくしま『人を大切にする企業づくり』・『魅力ある職場づくり』推進連携協定」に基づき、さまざまなご協力を頂戴しておりますことに、改めて深く敬意を表します。

さて、東日本大震災から８年が経過し、福島県内は皆様のご尽力もあり、着実に復興が進んでおります。

県内の雇用失業情勢をみますと、今年４月末現在の有効求人倍率は10か月連続で1.5倍以上の高い水準が続いております。その一方で、人口の減少とも相まって介護や建設業等多くの分野で厳しい人手不足が続くといった課題もあります。

福島の復興・再生を持続的に進めるためには、人材の確保・定着・能力向上が極めて重要です。そのためにも、本年度から段階的に施行されている、働き方改革推進関連法の円滑な施行を図り「魅力ある職場づくり」を進めていくことが重要であり、福島労働局におきましても最重点施策の一つとして推進しているところであります。

また、令和２年４月からは、中小企業においても時間外労働の上限規制が適用されるとともに、「パートタイム・有期雇用労働法」「改正労働者派遣法」も施行され、パートタイム労働者・派遣労働者に対する均等・均衡待遇が義務化されます。福島労働局におきましては、魅力ある職場づくりの取組を各方面に直接働きかけるとともに、県内各地域において「魅力ある職場づくりセミナー2019」等の説明会を開催します。また、各労働基準監督署に労働時間相談・支援コーナーを設け、事業場への個別訪問や説明会を行う等、あらゆる機会を通じて改正内容の理解の促進を図っております。

引き続き、事業主の皆様に改正内容を十分にご理解いただき、長時間労働の是正、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等、労働者がそれぞれの事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現に向け、取り組んでまいります。

その働き方改革推進の一翼を担っていただく「福島県働き方改革推進支援センター」につきましては、昨年度に引き続き今年度も福島県社会保険労務士会に受託いただいております。課題を抱えた中小企業・小規模事業主等に対するきめ細やかな相談援助などを行っていただき、着実に実績を上げていただいているところです。働き方改革関連法の円滑な施行のために、センターと連携して取組を進めてまいります。さらに本年も福島県社会保険労務士会とは、働き方改革の推進のため、引き続き連携を図ってまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

さて、福島労働局のもう一つの最重点施策として、東日本大震災からの復興支援がございます。福島県の復興に向け、数多くの方々が福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業、除染作業及び中間貯蔵施設等への汚染土壌の搬入・搬出業務及び事故由来廃棄物処分作業等に従事しておられます。これらの労働者が、安全にかつ安心して働くことができるよう、労働条件や安全・健康の確保のための対策を推進していくこととしております。

また、平成30年度からは「第13次労働災害防止計画」が始まり、５か年の計画期間中に、平成29年と比較し、労働災害による死亡者数を15％以上、休業４日以上の死傷

者数を５％以上減少させること等を目標に掲げました。計画に示した目標を必ず達成できるよう、さまざまな労働災害防止対策の推進をしているところです。

しかし、平成30年における労働災害発生状況は、死亡者数は過去最少の13人でしたが、死傷者数は2,037人と、残念ながら震災発生以降で３番目の多さという結果となりました。このため、福島労働局及び労働基準監督署は一丸となって労働災害の撲滅に向けてさまざまな取組を行ってまいりますので、会員の皆様におかれましては、引き続き、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

「魅力ある職場づくりの推進と東日本大震災からの復興支援」を行政運営の最重点施策としつつ、本年度も、福島労働局、労働基準監督署、ハローワークの職員が一丸となって、全力で労働施策を推進してまいりますので、労働関係法令及び労務管理の専門家として、引き続きのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、福島県社会保険労務士会の今後ますますのご発展と、本日お集まりの皆さまのご健勝を心より祈念申し上げまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

本日は、誠におめでとうございます。

祝　　辞

福島県知事　**内　堀　雅　雄**

福島県社会保険労務士会第42回定時総会が開催されるに当たり御挨拶申し上げます。

福島県社会保険労務士会におかれましては、日頃から会員の資質の向上と業務の改善進歩に取り組まれ、労働問題の専門家として本県の労働福祉の向上に御貢献いただいており感謝申し上げます。

また、平成28年８月には、県と大規模災害時における労働や社会保険等の相談に関し協定を締結いただいたところであり、今後とも被災者の生活基盤の確保や生活の安定に向け、その専門性をいかして各種相談に御対応くださいますよう、御協力をお願い申し上げます。

さて、震災から８年が経過した今もなお、多くの方々が避難生活を続けておられるほか、風評と風化の問題、急激な人口減少など、本県は厳しい状況が続いております。

一方で、県民の皆さんの懸命な御努力、そして、福島に心を寄せてくださる多くの方々の御支援により、復興の基盤となるインフラの整備が着実に進むとともに、観光地のにぎわいの回復や県産品の輸出拡大、さらには、先月17日、全国新酒鑑評会において史上初となる７年連続金賞受賞数日本一という快挙を達成するなど、これまでの取組の成果がしっかり形となって現れてまいりました。

このような中、本県の復興を更に前へと進めていくためには、県民の皆様が将来に夢や希望を持って活躍できる環境を創っていくことが何よりも重要であります。

県といたしましては、今後とも、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を認証する次世代育成支援企業認証の取得促進、経営者による「イクボス宣言」の推進など、働きやすい職場環境づくりにしっかりと取り組んでまいります。

本年４月から働き方改革関連法が本格的に施行され、企業における適切な労務管理が一層求められている中、社会保険労務士の皆様の果たす役割はますます重要なものになっております。

貴会におかれましては、仕事と生活のバランスが調和した魅力ある職場環境づくりに更なるお力添えをお願い申し上げます。

結びに、福島県社会保険労務士会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝を心からお祈り申し上げまして、お祝いの言葉といたします。

ご来賓祝辞

福島労働局総務部長　岩崎　克則 様

福島県雇用労政課長　熊耳　知徳 様

東北税理士会福島県支部連合会副会長　鈴木　武雄 様

全国社会保険労務士会連合会副会長　大野　実 様

ご来賓

福島労働局　総務部長　岩崎　克則 様
福島県　雇用労政課長　熊耳　知徳 様
全国社会保険労務士会連合会
副会長　大野　実 様
東北税理士会福島県支部連合会
副会長　鈴木　武雄 様
根本　匠　厚生労働大臣・衆議院議員
秘書　小松慎太郎 様
玄葉光一郎　衆議院議員
秘書　橋本　博之 様
亀岡　偉民　衆議院議員
秘書　尾形　将大 様
菅家　一郎　衆議院議員
秘書　白岩　正義 様
小熊　慎司　衆議院議員
秘書　廣岡　久 様
金子　恵美　衆議院議員
秘書　佐藤由美子 様
上杉謙太郎　衆議院議員
秘書　大高　孝一 様
若松　謙維　参議院議員
秘書　佐藤　大作 様
森　雅子　参議院議員
秘書　円谷　亮一 様
全国健康保険協会福島支部
支部長　齋藤　博典 様
白河労働基準監督署
署長　宍戸　敦 様
白河公共職業安定所
所長　奥貫　秀則 様
白河年金事務所　所長　花田　慎嗣 様
福島県行政書士会
会長　金沢　和則 様
福島県土地家屋調査士会
副会長　齋藤　忠次 様
福島県司法書士会
副会長　伊藤　栄紀 様
全国労働保険事務組合連合会福島支部
会長　根本　久男 様
株式会社福島民報社
総務局長　野地　正三 様
福島民友新聞社株式会社
白河支社長　渡辺　司 様
福島県社会保険労務士会
顧問　鈴木　健夫 様
福島県社会保険労務士会
顧問　金子　昌明 様

令和元年度表彰者名簿
（順不同）

会　員　表　彰

昭和44年度入会者（50年該当）　２人
（福島支部）　伊藤　直則　　堀川　　弘
昭和54年度入会者（40年該当）　３人
（郡山支部）　薄井　京子　　鈴木　正美
（白河支部）　藤田　　昇

郡山支部　鈴木正美会員

昭和64年・平成元年度入会者（30年該当）　４人
（福島支部）　宍戸　宏行
（郡山支部）　春木　正雄　　吉田　俊昭
（相馬支部）　清川　光良
平成11年度入会者（20年該当）　７人
（福島支部）　佐久間　哲
（郡山支部）　相場　静江　　伊勢谷裕恵
　　紺野　明宏　　久井　貴弘
（いわき支部）　髙崎　一美　　鍋田　眞純
平成21年度入会者（10年該当）　12人
（福島支部）　板垣　　穣
（郡山支部）　川下　惠三　　塚原千賀子
　　新田美智子　　長谷川真紀
（会津支部）　吉津　文裕
（いわき支部）　猪狩　幹夫　　大平　勇一
　　菊地　紀男　　篠木　健一

退会者の顕彰
（表彰規程第４条　15年以上の永年会員）

（福島支部）　神野　昭治
（会津支部）　木村　　昇
（相馬支部）　長谷川タカ子

事務所職員表彰
（表彰規程第２条第３号　５年毎永年勤務）

〈20年該当〉
（いわき支部）　あすか社会保険労務士法人
　　遠藤真由美

〈10年該当〉
（福島支部）　宍戸労務管理事務所
　　佐藤　瑞枝
（いわき支部）　あすか社会保険労務士法人
　　米澤　隼輝
　　綿引ひろ子

〈５年該当〉
（福島支部）　社会保険労務士塩崎事務所
　　大槻さゆり
（いわき支部）　あすか社会保険労務士法人
　　松本　杏奈
　　社会保険労務士中目敏雄事務所
　　秋元　涼子
（相馬支部）　よもぎた社会保険労務士事務所
　　齋藤真由香

会津支部　吉津文裕会員

いわき支部　篠木健一会員

木村昇元会員

謝辞　50年表彰　伊藤直則会員

新役員

会　長	宍戸　宏行（福　島）		
副会長	中目　敏雄（いわき）	大原　百合（郡　山）	菅沼　恒博（会　津）
常任理事	村山　敦子（福　島）	草野　智正（相　馬）	高山　浩（白　河）
理　事	佐川　弘行（福　島）	白岩　裕和（福　島）	渡邊　浩美（福　島）
	村上　彰啓（郡　山）	草野　昌利（郡　山）	田中　竜夫（郡　山）
	榎田　哲士（会　津）	真船　茂（会　津）	吉田　昌樹（いわき）
	加藤　和志（いわき）	鈴木慎太郎（相　馬）	真船　あい（白　河）
監　事	田部　良夫（郡　山）	塩崎　京子（福　島）	

令和元・２年度　委員会等の体制

		担当副会長 担当理事	委員長・ 所長・部長	副委員長等	委員					
委員会	総務	中目　敏雄	草野　智正	白岩　裕和	村山　敦子	村上　彰啓	田中　竜夫	中目　敏雄		
	業務	菅沼　恒博	加藤　和志	渡邊　浩美	草野　昌利	鈴木慎太郎	高山　浩	菅沼　恒博		
	広報	大原　百合	吉田　昌樹	佐川　弘行	真船　茂	榎田　哲士	真船　あい	大原　百合		
	業務監察		村山　敦子	草野　智正	大原　百合	榎田　哲士	中目　敏雄	高山　浩		
	苦情	大原　百合	高山　浩	村山　敦子	大原　百合	榎田　哲士	中目　敏雄	草野　智正		
	電子化	草野　智正 真船　あい			佐川　弘行	熊谷　輝明	二瓶　優子	秋本　浩志	草野　渉	小林　健作
	働き方 労務監査		榎田　哲士	白岩　裕和	大原　百合	草野　昌利	田中　竜夫	鈴木慎太郎	吉田　昌樹	
	綱紀				菅野　哲子	木村　智彦	後藤　烈史	鈴木　寿信	蓬田　信一	緑川　英作
事業	相談所		白岩　裕和	村上　彰啓 真船　茂 加藤　和志	（相談員） 甚野　信行、杉原　正雄、髙橋　淳也、渡邊　浩美（福島） 赤坂　利彦、田中　竜夫（郡山）					
	ＡＤＲ		大橋　隆一		白岩　裕和	鈴木慎太郎	高山　浩	弁護士		
	がん就労	村山　敦子 吉田　昌樹	（相談員） 甚野　信行、杉原　正雄、丹治　勧（福島）、小林　祐子、佐久間眞智子、佐野　光夫（郡山）							
	成年後見	中目　敏雄								
委託	街角		宍戸　宏行	大原　百合	佐川　弘行	渡邊　浩美	菅沼　恒博			
	働き方改革 支援センター		中目　敏雄	センター長 篠木　健一	センター長・理事 真船　茂	副センター長 田部　良夫	田中　竜夫 草野　昌利	榎田　哲士 丹治　正夫	木村　智彦 髙橋　淳也	淀川　照男

新役員のあいさつ

副会長に就任して

副会長　大　原　百　合（郡山支部）

この春、郡山支部長に任命され同時に県会理事、副会長に選任されました郡山支部の大原です。過去３期６年間、理事を務めさせていただきましたが、副会長!!という状態です。

身に余る重責ですが総会時に承認された事業計画を実行すべく会長の元、真摯に取り組んでいく所存です。

２年間よろしくお願いいたします。

理事に就任して

常任理事　高　山　　浩（白河支部）

この度、理事に就任しました白河支部の高山と申します。平成27・28年度以来、２度目の重責を担うことになりました。かつてアメリカの第35代大統領を務めたジョン・Ｆ・ケネディの名言の中の「国」という言葉を「社労士会」に置き換えると、「社労士会（国）があなたのために何をしてくれるかを問うのではなく、あなたが社労士会（国）のために何を成すことができるのかを問うて欲しい」となります。わが白河支部は、現在、開業会員が10名でほぼ全員が何らかの役割を担って活動しており、一人でも欠くことのできない危機的な状態です。会員一人一人がこのジョン・Ｆ・ケネディの言葉にあるような志を持って活動していくことが大切であると考えます。皆様方のお力添えを賜りながら、社会保険労務士会の発展に貢献できるよう２年間精一杯努めさせていただきますので、何卒よろしくお願いいたします。

役員に就任して

理事　渡　邉　浩　美（福島支部）

この度、理事に就任いたしました福島支部の渡邉浩美と申します。これまで支部幹事を２期務めさせていただきましたが、今回、初めて理事の大役を仰せつかり大変緊張しております。

「働き方改革」等、労働及び年金を取り巻く環境が激変する中で、私ども社労士の存在意義がますます大きくなっています。

今後、さらなる社労士会の発展のためにも諸先輩方のお力添えを賜りつつ、微力ではありますが貢献できるよう精一杯務めてまいります。皆さまどうぞよろしくお願いいたします。

役員に就任して

理事　草　野　昌　利（郡山支部）

この度、理事という重責を担うこととなり、大変身の引き締まる思いでいっぱいです。先般、初めて理事会に出席し職責の重みを改めて感じました。

開業当初、試行錯誤の毎日でしたが、県会よりご紹介いただいた行政協力、さまざまな委託事業のおかげで何とか今日に至ることができました。経済的にも助かりましたが、それ以上に社労士としての「い・ろ・は」を習得する絶好のチャンスをいただきました。この感謝の思いを忘れることなく県会、ならびに会員の皆様に恩返しをしていきたいと考えております。

開業５年目の若輩者ではございますが、これからの２年間、会長はじめ役員の方々のサポートを賜りながら、少しでも会員の皆様のお役に立てるよう業務に従事していきたいと思っております。ご協力をお願いいたします。

役員に就任して

理事　田　中　竜　夫（郡山支部）

本年度より理事に就任させていただきました田中竜夫と申します。

平成19年から開業登録させていただいておりましたが、企業に籍を置いたままでしたので、社労士会の中では長らくお役に立つことができませんでした。それが昨年の４月一杯を持ちまして、役職定年を迎えたこともあり、折しも働き方改革の流れ中、多様な働き方を提案していこうと思いたち、会社に在宅勤務と兼業の申し出を行いましたところ、理解のある経営陣で快く了承していただきました。

未だ会社には籍を置いたままですが、週３回の在宅勤務となり、約束した成果を果たしていれば兼業も可能となりましたので、今後は社労士として「失われた10年」を取り戻すべく、新理事として粉骨砕身努めて参ります所存です。気持ちと経験は若輩者ですので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

ちなみに会社では個人情報保護や情報セキュリティを担当しております。

役員に就任して

理事　**榎　田　哲　士**（会津支部）

この度、会津支部より役員をさせていただく事となりました榎田と申します。県の理事として就任させていただくのは初めての経験となります。また、支部役員としましては、若輩者ながら支部長という大役を仰せつかりました。

先輩理事にご指導を仰ぎながら支部と県会の橋渡しとなりつつ、会員の皆様がより充実した社会保険労務士業務に邁進できるよう精いっぱい従事して参りますので宜しくお願い致します。

役員に就任して

理事　**真　船　　茂**（会津支部）

この度、福島県社会保険労務士会の理事に就任いたしました会津支部の真船茂と申します。伝統ある福島県社会保険労務士会の理事という大役を仰せつかり、その責任の重さに身の引き締まる思いです。

つきましては、微力ではございますが、福島県社会保険労務士会の発展のために誠心誠意努力する所存でございますので、ご指導ご鞭撻のほどようよろしくお願い申し上げます。

役員に就任して

理事　**鈴　木　慎太郎**（相馬支部）

この度、理事に選任いただきました相馬支部の鈴木と申します。私のような若輩者がこのような大役を仰せつかり、その責任の大きさを感じております。理事の中で一番開業歴の短い私が出来ることは、小さな仕事を積み重ね、皆様のお役に立つことであると考えています。微力ながら、精一杯頑張らせていただきますので、どうぞ皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

委員会活動

総　務　委　員　会

総務委員長　草　野　智　正（相馬支部）

令和元年度は、第42回定時総会において承認されました事業計画及び予算に基づき、新時代の幕開けにふさわしい、より一層、円滑な事業の遂行と適正な予算の執行に努めます。

「働き方改革」関連法の施行により、従来以上に働く人の視点に立った法整備が進められています。「ワークルールセミナー」の実施においても、卒業後の社会人としてだけではなく、在学中におけるアルバイト等の就業機会に必要となる、正しい権利と義務意識の涵養に寄与するよう、実施校との協力のもと、事業を推進いたします。また、高校生のみならず、大学生等へと対象を拡げるべく、大学等への「ワークルールセミナー」開催への働きかけを推進いたします。併せて、セミナーを実施することにより、講師である社会保険労務士の姿を通じ、社労士の認知向上と業務理解の深化を図り、さらに、学生の方々へ「将来の職業としての社労士」をアピールできるよう、努めていきます。

また、支援学校等を対象に、障害年金を主なテーマとして実施している「発達支援等セミナー」においても、すでに実施している施設からは、障害年金等の諸制度の周知に非常に効果的であるとの評価を得ております。これを受けて、より一層、実施施設とセミナー開催の拡大に努めてまいります。併せて、セミナーの開催を通じ、年金の専門家としての社労士の有用性をアピールし、業務拡大へと繋げて参ります。

県会における各種事業の多角化等により、事務局の業務も増大しております。県会業務の効率的かつ健康的な運営のため、委員会として取り組むべき課題を見出し、環境改善や運営の効率化等、課題解決に努めます。

社労士の更なる地位向上、業務拡大に貢献できるよう、委員会を運営いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

令和元年度業務委員会活動について

業務委員長　加　藤　和　志（いわき支部）

令和元年度は働き方改革関連法の施行元年でもあり、福島県社会保険労務士会でも昨年から順次研修会を行い、会員の皆様にも参加していただいたところです。

また、本年度は地協南部三県労務管理研修会、地協３号業務研修会の担当県となっております。本年度は福島開催ですので、会員の皆様にはぜひ参加していただきたいと思います。

例年通りの計画としましては、業務研修を行いますが、地協の研修との関係で本年度は２回

の開催となります。８月に第１回として、入国管理法と働き方改革について、来年の２月か３月に第２回目の研修会を行います。新入会員研修は参加人数にもよりますが、９月に二本松で行う予定です。昨年度（今年１月）に開催した倫理研修ですが、時期、場所の選定につきましては、会員の皆様から様々な意見をいただきました。昨年度は50周年記念事業との関係で１月開催となりましたが、本年度も地協研修との関係で年明けとなりますが、より暖かい時期を選定したいと考えております。倫理研修は業務経験の多寡を問わずご自身の仕事を見直すいい機会になると思われますので、欠席することなく御参加ください。

本年度は会員拡大のため、初めての試みとして、試験合格者向け説明会を12月に予定しています。試験合格から開業までのハードルを低くできるような場を提供できればと考えております。

研修会に参加していただいた皆様には、研修に関するアンケートを実施しています。会員の皆様のご意見、ご希望はこれからの研修の企画に役立てて参ります。研修会に参加の折りにはぜひ皆様の声をお聞かせください。

広報委員会の取り組みについて

広報委員長　吉　田　昌　樹（いわき支部）

この度、広報委員長職を拝命いたしました吉田昌樹です。２年間よろしくお願い致します。

広報委員会は地味な委員会と思われているかも知れませんが、実はそうでもありません。広報委員会は世間一般の多くの方々に対して、社労士制度や社労士会の取り組み、そして社労士の業務などを広くPRする仕事が中心となっています。これらの広報活動を積極的かつ効果的に、そして継続して行うことで理解を深めていただき、結果として私たちが貢献できる機会を多く創り出していくことに繋がってくれればと思っています。この極めて重いミッションが課せられている広報委員会としては、次の視点で仕事を進めることが特に重要になると思われます。

◆基本として

①「知ってもらうこと」

社会保険労務士の知名度・認知度をさらに上げるための広報

②「理解してもらうこと」

社会保険労務士制度や当福島県社会保険労務士会の取り組み、社会保険労務士業務の理解をいただくための広報

③「利用してもらうこと」

社会保険労務士会の各種事業や各社会保険労務士会員を、より多く利用していただくための広報

◆主な事業計画

1．プレスリリースを積極的かつタイムリーに行う。
2．ホームページをより充実させる。
3．会報・月間情報をより充実させる。
4．月間情報のメール配信会員数の増加策を推進する。
5．働き方改革に関する新聞広告を掲出する。
6．各種の委託事業・機関についても積極的に広報する。

働き方改革労務監査委員会

～令和元年度の委員会活動等について～

働き方改革労務監査委員長　榎　田　哲　士（会津支部）

前身の「経営労務監査推進特別委員会」改め、「働き方改革労務監査委員会」と名称を一新いたしました。働き方改革の実現に向け、今年度は大きく２つの計画に取り組んでまいります。

１つめは、労働条件審査・診断ツールの改訂です。働き方改革関連法改正に伴って、新たに労働条件審査・診断ツールの審査項目を追記していきます。また、本ツール内の従業員意識調査の内容についてもこの機会に見直しを行います。労働条件審査ツールは福島県会独自のものであり、労働者の生の声や実態を把握するために有効でありますから、こちらも労働者が回答するのに負担とならない質問数、項目・分類の仕方、問かけ方、回答順等を中心に見直していき、より良い内容を目指していきます。

２つめは、会員、事業所関連に向けた周知活動です。ツールの改訂終了後順次行って参ります。過去の研修受講者等には希望があれば無料でツールを配布致します。また、新規で希望する会員に対しても、できるだけ早く本事業に従事頂ける様、研修受講の準備を進めて参ります。

事業所に向けては、働き方改革推進支援センターと連携を図りながらセミナー等の開催時において周知活動を行っていく予定です。現在は県会として労働条件審査の受託はございませんが、新たに導入が行われるよう各関係機関に対しても働きかけが必要と感じております。会員の皆様にとってより使いやすく、必要性の高い内容に昇華していける様、頑張って参りますので、研修等積極的にご参加いただきますようお願い申し上げます。

電子化推進特別委員会

担当理事　草　野　智　正（相馬支部）

平成30年４月、政府の規制改革推進会議・行政手続部会にて、人事労務手続きの電子化推進方針が明示され、令和２年４月には、人事労務関係手続きの一部が電子申請義務化とすることが盛り込まれています。

今回義務付けられる申請者は大企業に限られていますが、電子政府化は待ったなしの方向で進んでおり、今後も電子申請を義務付けられる範囲は間違いなく拡大します。つまり、従来の書式による申請だけに頼っていては、申請業務を遂行することは困難なことが十分に考えられます。つまり、社労士事務所の電子化も待ったなし、ということです。

では、我々社労士の現状はいかがでしょうか？確かに、普段の業務を行いながら、電子申請へ切り替えてゆくことは困難かもしれません。また、そもそもコンピュータやインターネットなどに苦手意識をお持ちの方もいらっしゃるかもしれません。

電子申請に取り組もうとすると、はじめは大変なこともあります。でも、いったん導入してしまえば、こんなに簡単で便利なことはない、と実感することは間違いなしです。そして、余裕のできた時間や気力は、さらなる資質向上と、より一層の顧客サービスに活かすことができます。従って、「電子申請が推進されると社労士業務が消えてしまう」という心配は当たりません。

当委員会では、これから電子申請を導入しようとする会員の方々を支援することはもとより、既に電子申請を導入してはいるが、電子申請の仕様変更への対応や、さらなる効率化を進めたい等、会員の方々が抱える課題や疑問に耳を傾け、解決策を提示し、電子化推進のバックアップを図っていきます。

各種事業の取り組み

福島県社労士会総合相談所

所長　**白　岩　裕　和**（福島支部）

福島県社労士会総合相談所は、今年度も県総会でご承認いただいた以下の事業を中心に事業を進めてまいります。

(1)　月１回（第４水曜日）の相談所開設

(2)　相談所の周知のため、チラシ・ポスター、新聞広告等の広報の強化並びに関係行政、関係団体、自治体等への働きかけ

(3)　新規相談員養成のため、相談事例等の研修実施

(4)　相談員（一般会員も含む）に対しての年金、労働、医療労務に関する専門的研修

特に(2)については、開設以来からの地道な広報、毎年の実績により、認知度、相談件数は年々高まっているところでございます。そのため、相談所に寄せられる相談内容は、労働、年金、社会保険等各分野多岐にわたります。相談者のなかには、総合相談所が「頼みの綱」であるという思いで訪問される方もいらっしゃいます。そのような相談内容や相談者の方々の期待に応えるべく、今年度も(3)、(4)の研修を実施してまいります。早速、去る７月17日郡山で相談員研修を実施致しました。討議する相談事例を４つに絞り、各相談員の方々の見解や対応方法等について深く議論することができたと考えております。

また、引き続き社労士会労働紛争解決センターとの連携を進め、相談支援体制を構築してまいります。

今年度もみなさまの御支援、御協力のほど宜しくお願い申し上げます。

がん就労支援事業

担当理事　**村　山　敦　子**（福島支部）

福島県社会保険労務士会では、平成25年11月から、がん診療連携拠点病院である福島県立医科大学附属病院（以下「県立医大」という）において「がん患者に係る就労相談支援」を実施し、毎月１回、予約制で社会保険労務士を相談会の専門相談員として派遣してきました。

その相談会では、就労に関する相談だけでなく、障害年金及び傷病手当金の請求、会社を退職した場合の失業手当請求、求職に関わるものなど多くの相談が寄せられました。

今年度は、県立医大にも情報提供して頂き、過去６年間の主な相談内容を整理した相談事例集の作成を行います。そして10月24日に、県立医大と意見交換会を開催し、この事例集の情報を共有したいと思います。また、この事例集は、県立医大内等で配布して頂き、月１回だった県立医大の相談会回数を月２回に増やし、一人でも多くのがん患者を就労支援するための広報に活用していきます。

今後、この事例集を県立医大以外の県内８つのがん拠点病院内等でも配布して頂く予定です。県内すべての拠点病院においてもがん就労支援事業を行い、社労士を活用して頂くために働きかけていきたいと思っております。

引き続き会員の皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い致します。

社労士会労働紛争解決センター福島の活動

センター長　大　橋　隆　一（郡山支部）

従業員と事業主の職場での拗れた争いごとは、今までは多くの時間と労力を必要とする裁判で解決してきました。裁判は通常公開されており、傍聴者の面前で勝者と敗者を生み出し、どの立場になったとしても、敵対関係の構図を、元の従業員と事業主の関係に戻すことは困難を極めるのが実情です。

そこで、最近では裁判ではなく、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進する事による問題解決の手段「あっせん」の活用が注目されています。特徴としては裁判に比べ、簡易、迅速、低廉であり、尚且つ、非公開で行うことが可能であること、そして、公平・中立な第三者として労働諸問題の専門家である特定社会保険労務士が間に入り、双方の主張に耳を傾けながら、その知見と経験を活かし解決に導くことにあると言えます。そしてご挨拶が大変遅れまして申し訳ございませんでしたが、その「あっせん」を行うのが、ADR法に基づく法務大臣の認証と、社労士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けた機関、我々社労士会労働紛争解決センター福島でございます。

会員の皆様におかれましては、常日頃よりそれぞれの顧問先、関与先或いは県会の事業等に足を運ばれた相談者に対し、労務管理のプロとしてその知識と経験を存分に発揮され、職業倫理に則した提案、アドバイスによって数々の悩みを解決に導き、信用と信頼が寄せられていることと存じます。もっと社労士の有用性を世の中に示し、顧問先が増え、地域が拡大し活用率が上がれば、解決に導かれる問題が増え、紛争が減ることは明白ですが、残念ながら未だ労務管理を社労士に託して頂けない事業所が沢山存在し、見渡せば至る所で紛争が起きているのが現実です。そのような方々が抱えるトラブルの円満な解決のお手伝いができる最後の拠り所が我々のセンターであって欲しい、いや、そうならねばと強く感じております。ただ昨年度の実績はと申しますと、相談が３件有りましたが、申し立てには至りませんでした。この突き付けられた現状を打破するには、会員の皆様に日々の職務と真摯に向き合って頂き、社労士の存在を世に示しながら、「社労士会総合相談所」ならびに「働き方改革推進支援センター」の皆様と密接な連携を取らせて頂くことと、積極的なセンターの周知活動が必要であると考えております。働き方改革がいよいよ本格的に動き出すことによって、労働条件の不利益変更や、そもそも相談の殆どを占めているいじめ・嫌がらせ・様々なハラスメント問題が、生活習慣や宗教の異なる外国人労働者の雇用拡大も相まって、益々増加と複雑化の一途を辿るのではないかと思われます。我々が担う役目は大変重要であり、絶え間ない研鑽の積み重ねが必要だと痛感しております。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

推進委員長　**中　目　敏　雄**（いわき支部）

昨年に続き、福島労働局から受託し、今年度も「福島県働き方改革推進支援センター」を開設しました。今年は、働き方改革関連法の施行年にもなり、昨年以上に、当センターの役割も増してくるものと痛感しているところです。

センターの体制は、センター長２名、専門家33名の計35名の会員で対応しております。そして、センターには、センター長及び専門家３名が、常駐し電話・来所・メール・FAXによる相談に応じているところです。また、毎月、セミナーを各所で実施、さらに、各事業所団体等を訪問しております。このほかにも、専門家として事業所等へ派遣し、相談に応じております。

４月から６月までの３か月間の実績を申し上げますと、次の通りとなっております。

【センターの実施状況】

i　センターの相談件数　　63件

・来所　4件、電話　21件、メール　2件、その他（FAX）　36件

ii　セミナーの開催　　13件

・参加者　418名、相談　4件

・今後の開催予定　42回

iii　事業所団体等の訪問件数　319件

【専門家派遣事業との連携】

専門家の派遣　　36件

出張窓口の実施　47件（商工会議所、商工会等）

今後の予定　　331件

３か月の実績を見てもわかるとおり、今後、年度末までの予定が実施されると、予想以上の成果を見込めるのではないかと考えているところですが、さらに、今後は、活動内容（対象業種の絞り込み・訪問方法の検討等）をさらに精査し、一人でもまた１事業所でも多くの疑問・不安・悩み事を解消し相談者様から満足を得られるように、さらに邁進していく所存です。

街角の年金相談センター福島

運営副部長　**大　原　百　合**（郡山支部）

街角の年金相談センター福島は（以下「センター」という）は平成22年１月４日に開所し早９年７ヶ月が経過いたしました。

10年ひと昔との言葉とおり、当初の運営・相談体制とは大きく変化しています。関係法令の改正、マイナンバー導入とそれに伴う個人情報取扱いの厳格化、相談対応、マナーの向上とあげればきりがありません。

そんな激変の中、日々窓口で相談業務に当たられている社労士の先生方には感謝の言葉以外にありません。

また今年の７月からマイナンバーの情報連携が予定され、受付業務にも大きな変化があると思われます。予算の関係でセンターにおける人員増はありませんが東北福島年金事務所との密

な連携を図り対応していかなくてはなりません。

ここ数年来場者減状態が続き厳しい運営状況を少しでも改善すべくこれまで以上の丁寧な応対、わかりやすい説明を心がけ、少しでも多くの相談者目線に立ったセンターにすべく運営部一丸となって取り組んでいく所存です。

幸い、二本松市、福島市での出張相談は広報活動のかいもあり、毎回多くの相談者の方にご利用いただいてます。

６月の出張相談で福島市は２日で14件、二本松は５件、７月11日の福島市は９件。昨年同様、今年度も出張相談に力を入れていきたいと思います。

センター職員、委託社労士のスキルアップについては、従来の月１回の研修を現在も続けており、タイムリーな実のある研修を計画したいと思います。

最後に今年以降もセンター等に勤務していただく社労士を募集する予定でおります。将来年金のスペシャリストを目指したいと思っている先生方がいらしゃいましたらぜひ、募集に申し込みいただけたら幸いです。

センター利用を含め、会員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

令和元年度の一般社団法人社労士成年後見センター福島の活動等について

一般社団法人社労士成年後見センター福島　理事長　菅　沼　恒　博（会津支部）

７月30日にセンター理事会を開催し、今年度の具体的な活動について話し合いを行いました。その報告をします。

１．現在の受任数

昨年のこの時期には、審判待ちを含めて17名の方の成年後見や保佐を受任していました。現在の受任数は22名です。お亡くなりになった方が３名おりますので、累計では25名の方の受任を受けています。

しかし、郡山市といわき市のみの受任となっており、他の地域へ広がりを作ることが課題となっています。４月には宍戸県会会長からご提案をいただき、福島家庭裁判所、福島市役所訪問にご同行いただきました。

理事会としては、今後も各地域の家庭裁判所、市役所等への訪問行動をしていくことを確認しました。

２．研修会の予定（あくまでも予定です）

(1)　行政等から講師を招いての研修

10月24日（木）か25日（金）午後に福島市で開催。

裁判所から…相続関係の法改正

福島市役所から…福島市の成年後見の現状、福島市の介護サービス

センター会員…事例報告

※この研修会は、センター会員だけでなく県会会員も対象とします。

(2)　養成研修

令和２年３月６日（金）13日（金）27日（金）各丸１日。福島市で開催。

※テキスト、DVD（連合会作成）が新しくなりました。

※今年度は成年後見名簿登載者向けの更新研修はありません。

３．総会

令和２年３月27日（金）養成研修終了後、福島市にて開催。

４．ホームページの作成

県会から、県会のホームページにセンターのページを作成していただけるとのお話がありましたので、その内容についてどのようなものにするかを話し合いました。まず、他士業のように受任後の業務報告をホームページからする場合などの費用がどの程度かかるか等について調べることにしました。

令和元年度連合会総会に出席して

理事　加　藤　和　志（いわき支部）

令和元年６月28日（金）全国社会保険労務士会連合会総会が開催されました。日本で初めてのＧ20の開催中、参議院議員選挙の公示直前というタイミングでの開催ですが、今回、代議員として参加できる貴重な機会をいただきました。６月６日（木）の県の総会の懇親会の席上、中目、菅沼両副会長と打合せをして、成年後見センターの活動等について連合会への質問をしてみてはどうかということになりました。連合会総会での質問という大役なので大変なことになったと思いましたが、その懇親会には大野実連合会会長（当時は副会長）をお迎えしていたので、大野会長にも励まされる形で質問をしてみることになりました。県会事務局から書面での質問書の提出もできる旨の連絡をいただいていたので、急遽任意の形式での質問書を作成し連合会へ送付していただきました。

総会当日の東京は雨の予想。少し早めに着いて上野公園のあたりを散策していました。雨は降らなかったものの、湿度は高く、蒸し暑くて大変でした。中目副会長と合流して、会場のパレスホテル東京に着いた頃には、汗だくの状態。受付を済ませ会場に入ると緊張感が高まります。もう一人の代議員、高山白河支部長は、資格審査委員ということで、前日から会議に参加されていました。席は２列目で役員席が目の前です。

大西会長の挨拶から議事は順調に進み、質問は外国人雇用の問題、業際問題、50周年事業についてなど、多方面からの問題提起が行われ執行部が回答していきました。（詳細については、月刊社労士７月号をご覧ください）

第３号議案、令和元年度事業計画についての質問で挙手し、足が震えるのをこらえてマイクの前まで進みました。（質問書を提出していたことと、大野会長に面識を得ていたことですぐに指名されました。）連合会へ復興支援事業の御礼を述べたあと、本題の成年後見制度に関する質問をしました。成年後見センター福島の活動を行ううえで、県内でさえ現場に温度差があること、他士業に比べ後発組の社労士会としては全国組織がないと信頼をえるのが困難な部分があることを訴えました。回答をしていただいた葛西副会長（青森会）によると、成年後見センターを設置している県がいまだに少ないことから、一律に全国組織をつくるのは、現時点では難しいとのことでした。しかし成年後見のテキストの配布等これからも支援は継続して行っていく旨のお答えをいただきました。

その後、大野実新会長が全会一致で選任され、これからの抱負を語られていました。

懇親会では、政治連盟総会に参加された福島会の方と合流し、私の所属するいわき支部とも関係の深い長野県会の役員の方ともお話をすることができ、最後まで有意義な時間を過ごすことができました。

第３回研修会と業務委員雑感

武　田　昌　之（白河支部）

平成30年度第３回研修会が、平成31年２月26日（火）にビッグパレットふくしまで『働き方改革』をメインテーマに開催されました。例年第３回研修会は、午前中の電子申請・電子化推進フェアとセットで開催しておりますが、今年度も午前10時15分よりフェア開会。社労士業務ソフト３社のデモ解説があり、盛況でした。

午後からは、働き方改革についての講義２コマとその間に電子化推進の一環として「電子証明書取得の流れについて」の講義と職業倫理コーナーを挟んで、盛りだくさんの内容での研修となりました。

第１講座は「働き方改革をめぐる最近の動き」というテーマで、福島労働局雇用環境・均等室室長の佐藤央子様より総論的なお話をしていただきました。働き方改革の背景としての少子高齢化、女性の就業率の現状等について福島県の状況も附せて説明していただき、また長時間労働を是正し、ワークライフバランスの適切な実行により、経営者の視点からも単位時間当たりの労働生産性の向上につながることを強調されて、関連助成金の説明もあり、わかりやすい講義でした。

次に、電子化について、主に電子証明書の取得の流れについて、電子化推進特別委員会の小林健作委員から、限られた時間内で、基礎的なことから具体的な電子申請の手順まで、要点を説明していただき参考になりました。

次に、業務研修会恒例の倫理コーナーは、いつもと目線を変えて、吉田副会長より、連合会の平成29年度苦情受付内容について、どういった苦情が多いのか、また具体的トラブル事例についての説明がありました。やはり、不適切な情報発信以外の苦情件数上位の事件は、助成金申請業務、障害年金手続、手続きの遅延等であり、社労士賠償責任保険の保険金請求に関する（有）エスアールサービスの公表事例として、概要と請求額の話もあり、これらの苦情事例を他山の石として注意していかなければならないことを改めて思わせる中味の濃いお話でした。

続いて、本日のメイン第２講座として、「働き方改革関連法対応の労務管理の実務」というテーマで弁護士の村本浩先生より２時間の講義がありました。改正労基法について、１）時間外労働の上限規制　２）有給休暇の付与義務化　３）月60時間超の割増賃金の猶予措置廃止　４）フレックスタイム制の見直し　５）高度プロフェッショナル制度の創設について、施行期日を示して詳しく説明していただきました。特に、36協定書の記載例、有給休暇付与の具体的事例、就業規則への記載例など実務的解説があり、豊富な資料と相まって参考になるところの多い良い講義でした。また、平成30年６月のハマキョウレックス及び長澤運輸の判決を踏まえての同一労働同一賃金についても要点を解説していただき、改めて理解を深めることができました。

以上、電子化推進フェアから『働き方改革』まで長時間にわたり内容の濃い研修会が終了し、お疲れ様ということで、大阪よりはるばる

いらしていただいた村本先生を囲んで、郡山駅前に場所を移して有志との懇親会を行いました。研修会の続きとして、時間の都合で聞かれなかった事例も含め実務的なお話も聞くことができ、また先生のきさくなお人柄から自らワークライフバランスを実行されている家事の担当のお話もあり、再度研修会等で福島に来ていただき、ご講演をお願いしましたので、その機会がありましたらまたご期待願いたいと存じます。

今年度の業務研修会も予定通りに３回開催し、業務委員会として、資質の向上としての専門知識の涵養並びに職業倫理の確立という県会の事業方針３本柱の一角を担う事業に少しでも貢献できたかは、会員の皆様のご判断によるところでございますが、多忙なる日常業務を割いて、研修会へご出席していただいた皆様に心より感謝申し上げます。

お蔭さまで、不肖私は、業務委員会に４期８年間在籍させていただき、歴代会長の鈴木様、金子様、そして宍戸会長のご指導の下に、各支部より理事として選出された優秀な業務委員の方々にお世話になりながら、何とか務めさせていただきました。また各研修会の企画実施について、講師の先生方との日程調整や講演会の場所の選定につき事務局の皆様にはいつも大変お世話になりました。

今年度より、新しい業務委員に引き継ぎ、また研修会が計画実施されてゆきますが、会員の皆様には、引き続き県会の業務研修会や各支部で行われる身近な研修会に積極的に出席され、また相互の情報交換を兼ねてセットの懇親会にも参加され、お互いに社労士として切磋琢磨し、何よりも楽しくやってゆくことが大切だと思います。引き続き、アンケートその他を通じての業務委員会へのご協力をお願いいたします。

長きにわたり、本当にありがとうございました。

研鑽の道のりはるか今朝の秋

社会保険労務士賠償責任保険制度　加入のご案内

保険期間　2018年12月１日午後４時～ 2019年12月１日午後４時

毎月中途加入可、毎月25日必着、翌月１日補償開始

※25日が土日・祝日の場合、前営業日　※11月１日加入のみ10月10日必着

ご希望の方は取扱代理店までパンフレット、加入依頼書をご請求ください。

取扱代理店　**有限会社エス・アール・サービス　☎03-6225-4873**

引受保険会社　**東京海上日動火災保険株式会社**（幹事保険会社）広域法人部法人第二課　**☎03-3515-4153**

三井住友海上火災保険株式会社

※この保険は、全国社会保険労務士会連合会を契約者とする社会保険労務士賠償責任保険です。詳細は保険約款（約款につきましてはWEB約款となります。有限会社エス・アール・サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。）によりますが、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

有限会社エス・アール・サービスホームページ　http://www.sr-service.jp/

社労士専用ページログインID：2015sr　　パスワード：4873hoken

「にわかマイブーム」

渡　部　俊　秀（福島支部）

「翅（はね）わって　てんとう虫の　飛びいづる」高野素十（明治26年～昭和51年）

これは私の好きな俳句のひとつです。単純な表現のようでいて、小さな丸い体を突然割って羽を広げるてんとう虫の姿を、活き活きと写した句だと思います。

私は趣味というものには全く無縁の無粋な人間ですが、数年前から俳句に興味を持つようになりました。きっかけは、知り合いの中学生の息子さんの作文を手伝った３年程前の経験にあるように思います。その作文は、有名な俳句も交えて日本の四季の美しさを説明したもので、詳細は省きますが、思いのほかこの作文は高い評価を得てしまいました。手伝ったのか、或いは全くの代筆となってしまったのかは正直なところ私にもわかりません。余計なことをしてしまったと反省しています。

そしてそのお手伝いをしたおじさん（私）は、今度は代筆ではなく自分で俳句を作ってみようと思い立ち、それだけでなく、全くの初心者であることも顧みず、幾つかの俳句大会に投稿までしてしまいました。記憶では全国各所５つの俳句大会に、いずれも急ごしらえの合計15句ほどの俳句を投句したように思います。果たして、その結果はというと、当然ながら全て落選でした。そんなに簡単なはずはありませんね。自分の甘さを恥いるばかりです。TBSの「プレバト!!」の夏井いつき先生の辛口査定を受ければ、まさしく「才能ナシ」の烙印といったところでしょうか。なお、私の落選句の披露はあまりに恥ずかしいので控えさせて頂きます。

斯くして降って湧いたような私の中の俳句ブームは終了を迎えたわけですが、自分で作ることはなくなっても、著名な俳人の作品に触れたり、歳時記を読んだりといったことは、今でも時折続いています。そのせいか、以前はあまり知らなかった花や鳥の名前をたくさん覚えたように思います。加えて私の住む福島市は季節毎に様々な鳥が数多く飛来する地域であることに、あらためて気付かされました。

最後に福島県ゆかりの俳人をご紹介致します。「魚城（ぎょじょう）移るにや　寒月の波　さざら」久米正雄（明治24年～昭和27年）。句意は「寒月の下、波が煌めきさざめいているのは、水底で巨大な魚群が大移動をしているからだろう。」久米正雄は小説家として有名ですが、著名な俳人でもあります。

久米正雄の父は長野県上田で小学校の校長をしていましたが、勤務していた小学校が失火した際、明治天皇の御真影を焼失させてしまった責任をとって、正雄が７歳の時に割腹自殺をしました。そして残された母子は母の実家がある郡山の開成山に移住し、久米正雄は安積中学（現安積高校）を卒業するまで福島県郡山で過ごしました。

前出の荘厳な俳句は、久米正雄が若干17歳の時の作品で、発表当時、新聞紙上で大変な好評を博したそうです。比べるのもおこがましい話ですが、さすが早熟の天才は、「才能ナシ」の私とは大違いです。

毎年７月から９月に、久米正雄を顕彰して「三汀賞」（三汀は久米正雄の俳号）が開催されています。

（次回の担当は福島支部の國嶋雅志先生にお願い致しました。）

「情報・一番」

東日本大震災復興支援事業の開催

東日本大震災及び東京電力第一原発事故によって、県内外でいまだ４万人近い県民が避難生活をしております。汚染された土壌の運搬もいまだ完全に終わっておりません。また、東京電力第一原発事故による廃炉計画も当初の計画より４年以上も遅れており、国、東電に対する住民訴訟も提起されております。

福島県社会保険労務士会では、福島県が描く「復興」の姿が見えるまで支援事業を継続していきたいと考えており、去る５月25日(土)福島市の「ふくしん夢の音楽堂」にて東日本大震災復興支援事業を開催しました。

第１部　基調講演「福島の食と農を考える」
「食と農」から考える復興
～福島大学食農学類の目指すもの～
講師　福島大学食農学類
教授　小山　良太 氏

第２部　合　　唱「福島の未来へエール！」
福島県立福島高等学校合唱部
福島県立橘高等学校合唱部
日本大学東北高等学校合唱部

参加者　185人（一般163人、会員等22人）

第１部は、本年４月１日から地元の国立大学法人福島大学に初めて食農学類が開設されました。そこでいまだ風評被害の影響を受けている福島県産の食物について、『「食と農」から考える復興』と題して福島大学食農学類教授の小山良太氏から基調講演をいただきました。

また福島県は、合唱でたくさんの金賞を獲っている合唱王国でもあります。そこで第２部は、福島県内の高校の合唱部の生徒さんに「福島の未来にエール！」と題して３つの高校の合唱部にそれぞれ素晴らしい歌声を県民に届けてもらいました。

来年４月から、福島市出身の作曲家古関裕而氏をモデルとした「エール」と題したNHKの朝の連続テレビ小説が放映されます。古関裕而氏の作曲といえば、阪神タイガースの応援歌「六甲おろし」、そして夏の全国高等学校野球選手権大会の歌「栄冠は君に輝く」はあまりにも有名です。

来年は東京オリンピックが開催されます。復興オリンピックの象徴として聖火ランナーが３月に福島県広野町のＪビレッジを出発します。今回の復興支援事業は、東京2020応援プログラムに参画した事業としても開催しました。

第１部「福島の食と農を考える」
講師　福島大学　小山良太教授

第２部
「福島の未来にエール！」
福島高等学校合唱部

橘高等学校合唱部

日本大学東北高等学校
合唱部

関係機関の職員名簿

令和元年８月１日現在

福島労働局

福島労働局

労働局長　岩瀬　信也

総務部

総務部長　岩崎　克則

総務課

総務課長　江川　智明
総務企画官　針生　達矢
課長補佐　津田　丈治
総務係長　渡邉　徳秋
人事係長　大沢　雅臣
会計第一係長　鈴木　敦子
会計第二係長　三浦　靖弘
会計第三係長　鈴木　芳行

労働保険徴収室

労働保険徴収室長　村上　浩一
室長補佐　福地　薫
室長補佐　柴野　乙彦
雇用保険監察官　渡部　正一
適用指導官　菅野　洋子
適用指導官　白井　良一
適用第一係長　遠藤　友行
適用第二係長　佐藤富士雄
徴収第一係長　三品　香織
徴収第二係長　渡邉　拓也
徴収専門官　高野　信弘

雇用環境・均等室

雇用環境・均等室長　佐藤　央子
雇用環境改善・均等推進監理官　高羽　秀幸
室長補佐　橋本　広美
室長補佐　田村美登理
労働紛争調整官　葛西　翠
企画調整係長　荒木　栄夫

労働基準部

労働基準部長　川又　修司

監督課

監督課長　上野　諭
主任監察監督官　伊藤　達夫
監察監督官　田中　暁雄
監督係長　須田　裕太

健康安全課

健康安全課長　秋元　篤史
課長補佐　安瀬　忠夫
安全専門官　阿部　晃
衛生専門官　空閑　秀雄

賃金室

賃金室長　柳沼　守男
室長補佐　宗像　京子
賃金指導官　大野木由美

労災補償課

労災補償課長　宗像　正重
労災管理調整官　鈴木　敦子
労災保険審査官　木戸　孝良
労災監察官　二見　一亮
労災監察官　鈴木　孝春
労災監察官　橋本　耕一
職業病認定調査官　川村　孝人
職業病認定調査官　橋本　伸一
特別労災認定指導官　佐藤　正隆
労災保険給付専門官　飯塚　由美

職業安定部

職業安定部長　荒木　俊彦

職業安定課

職業安定課長	廣谷　俊一
課長補佐	安田　寿夫
雇用保険審査官	遠藤　正衛
職業安定監察官	佐藤　康昌
雇用保険監察官	佐野　幸男
雇用保険監察官	獨鈷　葉子
雇用保険監察官	鈴木里江子
労働市場情報官	清水　　寛
地方職業指導官	阿部　一広
地方職業指導官	野内　伸一
雇用保険係長	中田　裕之

職業対策課

職業対策課長	坂本　規子
課長補佐	佐藤　道夫
福島帰還者等支援専門官	齋藤　雄二
高齢者対策担当官	金澤　利美
障害者雇用担当官	菅野　敏弘
雇用開発担当官	小比田直美
雇用開発担当官	渡部優佳子

訓練室

訓練室長	井関　義浩
室長補佐	菅野　紀子
地方人材育成対策担当官	森　　真理

需給調整事業室

需給調整事業室長	菅野　義光
室長補佐	宮城　錠児

労働基準監督署

福島労働基準監督署

署長	水野　秀二
副署長	森合　吉徳
一方面主任監督官	後藤　方史
二方面主任監督官	遠藤　　瞳
三方面主任監督官	大矢　崇道
業務課長	渡邉　孝之
労災課長	小西　陽一

郡山労働基準監督署

署長	塩原　哲朗
副署長	高田　豊和
一方面主任監督官	寺嶋　徹之
二方面主任監督官	遠藤　敬行
三方面主任監督官	池田　美春
安全衛生課長	村上　　航
業務課長	小西　昌子
労災課長	菊田　眞也

いわき労働基準監督署

署長	伊藤　克義
副署長	小野　寧康
一方面主任監督官	宮崎　明人
二方面主任監督官	山川　　潤
三方面主任監督官	池田　英徳
安全衛生課長	三瓶　詔宏
業務課長	空閑　初美
労災課長	矢吹　吉幸

会津労働基準監督署

署長	川又　健一
一方面主任監督官	加藤　政和
二方面主任監督官	松尾　佑輔
労災課長	新岡　弘之

白河労働基準監督署

署長	宍戸　　敦
監督・安衛課長	馬場　正博
労災課長	飯塚　　誠

須賀川労働基準監督署

署長	渡辺　　満
監督・安衛課長	大園　淳司
労災課長	片寄　美樹

喜多方労働基準監督署

署長	管家　紀男
監督・安衛課長	関口　和也
労災課長	二見　陽子

相馬労働基準監督署

署長	荒　　徳彦
監督・安衛課長	浅川　惣一

労災課長　鈴木　雄二

富岡労働基準監督署

署長　齋藤　勝
監督・安衛課長　森田　鉄兵
労災課長　佐々木真治

公共職業安定所

ハローワーク福島

所長　渡邊　則夫
次長　梅原佐登志
次長　吉田　寿浩
庶務課長　若林　亮史
雇用保険適用課長　酒井　敏浩
雇用保険給付課長　武藤　正人
統括職業指導官　菅野　茂
統括職業指導官　松本　和夫
統括職業指導官　深谷久美子
統括職業指導官　笹山　利弥
産業雇用情報官　櫻井久美子

ハローワークいわき

所長　星　保男
次長　遠藤　好孝
庶務課長　佐藤　寿夫
雇用保険適用課長　岡田　夏江
雇用保険給付課長　押田　健一
統括職業指導官　小泉　直美
統括職業指導官　菊地　直人
統括職業指導官　三品　暖
統括職業指導官　庄司　篤明
産業雇用情報官　杉岡　辰雄

ハローワーク小名浜

所長　矢内　聡
統括職業指導官　阿部　智樹

ハローワーク勿来

所長　照井　信也
統括職業指導官　藤田　孝重

ハローワーク会津若松

所長　秋元　初雄
庶務課長　浜津　敏弘
雇用保険課長　井関　愛子
統括職業指導官　五十嵐　勉
統括職業指導官　小比田正弘
統括職業指導官　阿久津賢之
統括職業指導官　坂内　隆

ハローワーク南会津

所長　鈴木　宏幸

ハローワーク喜多方

所長　菊地　和弘
統括職業指導官　平野美智世

ハローワーク郡山

所長　渡辺　隆
次長　森　光市
次長　管家　孝弘
庶務課長　鈴木　和子
雇用保険適用課長　有馬　正博
雇用保険給付課長　大石田浩和
統括職業指導官　西山　秀世
統括職業指導官　遠藤　芳江
統括職業指導官　平野　豊雄
統括職業指導官　橋本　健一
産業雇用情報官　鈴木　庸典

ハローワーク白河

所長　奥貫　秀則
管理課長　金澤　博子
統括職業指導官　清水久美子
統括職業指導官　松本さつき

ハローワーク須賀川

所長　杉本　真一
管理課長　佐藤　健
統括職業指導官　秋元　洋子
統括職業指導官　東海林美幸

ハローワーク相双

所長　菅野　幸成
管理課長　栗田美津子

統括職業指導官　根本美和子
統括職業指導官　遠藤　寛人

ハローワーク相馬

所長　小泉　英俊
統括職業指導官　齋藤　信也

ハローワーク富岡

所長　永野　章一
統括職業指導官　栗田　秀幸

ハローワーク二本松

所長　児島　永憲
管理課長　那須　哲雄
統括職業指導官　安斎　正隆
統括職業指導官　佐藤　明美

年金事務所

東北福島年金事務所

所長　高木　末子
副所長　渡部　高行
副所長　石田　喜裕
厚生年金適用調査課長　佐々木君夫
厚生年金徴収課長　大橋　一成
国民年金課長　佐藤　ゆり
お客様相談室長　佐藤　和行

郡山年金事務所

所長　船木　豊史
副所長　竹内　孝
厚生年金適用調査課長　伊東　利真
厚生年金徴収課長　根本　諭
国民年金課長　菅野　裕介
お客様相談室長　古川美智子

平年金事務所

所長　黒崎　雅隆
副所長　小松　浩二
厚生年金適用調査課長　和田　範之
厚生年金徴収課長　安齋　英樹
国民年金課長　佐藤　裕一
お客様相談室長　山口　康

会津若松年金事務所

所長　金野　久
副所長　篠崎　吉雄
厚生年金適用調査課長　伊藤　健
厚生年金徴収課長　尾形洋一郎
国民年金課長　平間　正明
お客様相談室長　佐々木広明

相馬年金事務所

所長　島津　洋
副所長　小椋　昌洋
厚生年金適用調査課長　（副所長併任）
厚生年金徴収課長　（副所長併任）
国民年金課長　佐藤　陽子
お客様相談室長　佐藤勝一郎

白河年金事務所

所長　花田　愼嗣
副所長　長嶺　常秀
厚生年金適用調査課長　（副所長併任）
厚生年金徴収課長　（副所長併任）
国民年金課長　五十嵐哲郎
お客様相談室長　岩淵　竜也

全国健康保険協会福島支部

支部長　齋藤　博典

企画総務部

企画総務部長　本田　秀明
企画総務グループ長　品田　英臣
保健グループ長　夛田有美子

業務部

業務部長　菅原　裕宏
業務グループ長　仲田　幸成
レセプトグループ長　佐々木伸善

新入会員紹介

1．氏名　2．住所　3．入会年月日　4．登録区分（開業・勤務等）　5．開業事務所名又は勤務先名
6．関係資格・特技など　7．趣味・スポーツ　8．社労士を目指した理由、抱負など

1．佐々依理子（さささえりこ）
2．いわき市錦町綾ノ町16
3．平成31年４月１日
4．勤務
5．クレハ錦建設株式会社
6．スキー、スノーボード
7．音楽鑑賞（洋楽が好きです）
8．４月１日付で登録・入会しました佐々依理子と申します。いわき市錦町に本社をおきます「クレハ錦建設株式会社」で総務・人事部に勤務しております。入社当初は、従業員の入退社時の社会保険手続き、給与賞与計算、源泉所得税等の実務を経験し、近年は労務管理、人事施策、採用業務に従事しております。経験を重ねるうち、より専門的な知識をつけたいと思い、社会保険労務士の勉強を始めました。しかし、知識だけでは解決できないことばかりで、自分の判断は正しいのかと今でも自問自答の日々です。今回の入会を機に経験豊富な諸先輩方にいろいろ教えていただき、自分の成長と会社の発展につなげていければと思っております。どうぞご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

1．佐藤美幸（さとうみゆき）
2．郡山市笹川一丁目161−2
3．令和元年５月１日
4．その他
6．社会福祉士、FP ２級
7．読書、断捨離
8．郡山市の地域包括支援センターで社会福祉士として働いております。それぞれの人や家庭が抱える課題が多様化・複雑化して困難なケースが増えており、また今後も増加していくと思われます。
そこで、福祉制度だけではなく幅広い知識が必要だと考え、長年勤務した会計事務所で培った知識を糧に資格を取得しました。
法改正が目まぐるしい中、知識を維持向上できるよう積極的に研修に参加したいと思っております。
どうぞよろしくお願い致します。

1．谷野春雄（たにのはるお）
2．郡山市富田町大十内80－25
3．令和元年５月１日
4．開業
5．山都社会保険労務士事務所
8．平成31年３月日本年金機構を退職し、これまでの経験や知識を生かしたいと思い開業しました。よろしくお願いします。

1．柴田香織（しばたかおり）
2．福島市太平寺字樋田21番地の３
3．令和元年８月１日
4．開業
5．社会保険労務士しばた事務所
7．ボウリング、コーラス
8．令和元年という節目に社会保険労務士会に登録させて頂きました、柴田香織と申します。主に、業務としては、労務管理と社会保険手続きを中心に、皆さまに愛される事務所を心がけ、努めてまいりたいと考えております。駆けだしの新人ではございますが、諸先輩方のご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます

全国社会保険労務士会連合会からのお知らせ

“社会保険労務士向け”及び“関与先企業様向け”「使用者賠償責任保険制度」加入のご案内

（使用者賠償責任保険+雇用関連賠償責任保険）

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。●セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛（それに起因する身体の障害を含みます。）または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

本制度にて「ストレスチェックサービス」を無料で利用できるようになりました。詳細は下記提携募集代理店までお問い合わせ下さい。

本制度は、事務幹事代理店「有限会社エス・アール・サービス」と、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社（TAC）」との提携方式による募集となります。この記事は使用者賠償責任保険制度の内容についてご紹介したものです。保険の内容は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社（ＴＡＣ）」のＷＥＢサイトをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

【本件に関するお問合わせ先（提携募集代理店）】

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社（ＴＡＣ）公務広域法人部
〒１０３－００２７　東京都中央区日本橋1-19-1　日本橋ﾀﾞｲﾔﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ8F
・問い合わせ電話番号　ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ0120-015-466　IP電話からは０３－３２４３－７０２５（受付：平日９時～１７時）
・専用サイト　https://www.web-tac.co.jp/sharoushi-shiyoushabai/

TAC　使用者賠償責任保険　で　検索

【事務幹事代理店】有限会社エス・アール・サービス（TEL　０３－６２２５－４８７３　受付：平日９：３０～１７：３０）
【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

2019年1月作成　18-R13534

支部だより

福島支部

2月10日　第3回研修会（コラッセ福島）
出席33名
① 働き方改革関連法　36協定と年次有給休暇等について
② 働き方改革の実務対応について～36協定・年次有給休暇
2月26日　支部会報第71号発行
3月11日　第4回幹事会（県会会議室）
4月12日　第42回定時総会（コラッセ福島）
出席27名　委任者数38名
5月10日　第2回幹事会（チェンバおおまち）
6月14日　（福島テルサ）　出席38名
働き方改革関連法に関する会員伝達研修
① 働き方改革関連法研修（働き方改革関連法の概要、実務のポイント）
第1回研修会
① 算定基礎届／各種手続きに関する変更事項／年間平均による随時改定の手続き
② 時間外労働等改善助成金（勤務間インターバル導入コース、時間外労働上限設定コース、職場意識改善コース）
③ 働き方改革に伴う安衛法の改正／特殊健康診断
7月2日　第36回県北士業協議会（コラッセ福島）
出席4名
村山敦子支部長、白岩裕和副支部長、渡邉浩美副支部長、佐藤研一幹事
7月19日　第3回幹事会（チェンバおおまち）
7月29日　支部会報第72号発行

【令和元年度　福島支部事業計画】

我々福島支部は昨年「支部創設40周年」を迎え、今年から次の10年に向け新たな一歩を踏み出しました。

また、「働き方改革関連法」の施行により、我々社労士には現場での活躍の場がますます大きくなるものと思われます。それらに応えるべく、今年度は次の事業を実施してまいります。

1．能力・資質の向上を図り、倫理の維持・向上を図る事業
① 法改正などの基本研修及び書籍等の配布
② 専門的な実務研修（「働き方改革」をテーマとした研修等）
2．社会保険労務士制度の普及・地位の向上を図る事業
県会、各種団体・行政からの相談員、講師の派遣依頼への対応（二本松法テラス、福島県立医大における「がん就労支援」等）
3．関係官庁の出先機関との連絡・調整事業
行政手続の適正化と、依頼者等の権利・利益に寄与するための必要に応じた関係行政機関との打ち合わせ、並びに県会事業との連携を図っていく（高校生セミナー等）
4．今後の支部記念事業についての検討
次の事項について検討するものとする。
(1)基金の創設、(2)写真データ等の保存について
5．その他必要と認められる事業
① 支部会報の発行
② 県北士業協議会への参加（市民無料相談会、県北士業協議会情報交換会）
③ その他必要と認められる事業

郡山支部

1月30日　平成30年度第２回支部研修会
（ビッグアイ郡山 市民交流プラザ）
出席：39名（他支部１名含む）
(1)『人事制度10の間違いと解決法』
講師：蓮室コンサルタント事務所
中小企業診断士／
キャリアコンサルタント
蓮室　光雄 様
(2)『ストレスとの向き合い方～脳が不快なことをやめれば健康になる～』
講師：東北大学病院
医師・医学博士
石川陽二郎 様

1月30日　支部新年会　参加：23名

4月５日　令和元年度第１回支部役員会（郡山市労働福祉会館）　出席13名
- 平成30年度会計監査
- 令和元年度通常総会議案書等の審議

4月26日　令和元年度通常総会（ホテルハマツ）
出席73名（委任者50名含む）
- 平成30年度活動報告、収支決算・会計監査報告
- 令和元年度事業計画、収支予算承認の件
- 役員改選に関する件

5月30日　行政挨拶回り　参加：５名

6月12日（郡山市労働福祉会館）
【午前】第２回支部役員会
出席：10名
- 令和元年度事業活動の件
- 支部アンケートの件
- その他（県会理事会報告等）

【午後】第１回企画・業務・広報合同委員会
出席：14名
- 令和元年度各委員会の活動について

会津支部

平成31年４月26日　平成31年度定期総会・懇親会
（会津ワシントンホテル）
出席24名、委任状19名

令和元年５月21日　第１回支部役員会
（Dining＆Café Loop）
出席９名

５月28日　第１回社会保険労務士無料相談会
（会津稽古堂）
協力会員　瀬田友裕会員、鈴木荘太郎会員
相談件数　０件

７月23日　第２回社会保険労務士無料相談会
（会津稽古堂）
協力会員　瀬田友裕会員、渡部翔太会員
相談件数　０件

８月２日　業務研修会（ルネサンス中の島）
出席　17名
「アンガーマネジメント入門講座」
講師：㈱岡田プランニング
岡田　友子 様

◎支部行事の今後の予定

９月24日　第３回社会保険労務士無料相談会（会津稽古堂）

協力会員　２名

10月～11月頃　実務研修会（研修内容は未定）

10月～11月頃　第２回役員会

11月26日　第４回社会保険労務士無料相談会（会津稽古堂）

協力会員２名

令和２年１月28日　第５回社会保険労務士無料相談会（会津稽古堂）

協力会員　２名

１月下旬～２月頃　会津支部研修会（研修内容は未定）

３月24日　第６回社会保険労務士無料相談会（会津稽古堂）

協力会員　２名

いわき支部

今年度（平成31年度）支部役員改選があり新執行部体制となりました。今までと同様、研修内容の充実を図り、当支部会員の皆さまは基より、幅広く、県内外その他支部の会員にも参加できるよう研修会を実施していきます。例年どおり年間３回の研修会を予定しており、うち１回は外部視察研修（中間貯蔵工事情報センター・リプルンふくしま）を予定しております。

７月26日に開催されたいわき五士業連絡協議会（司法書士・税理士・行政書士・土地家屋調査士・社会保険労務士）では、各会とも会員数の減少や研修会参加会員の固定化、支部役員のなり手が居ないなど多岐にわたり意見交換をしました。また毎年開催している五士業合同相談会と並行し、昨年に引き続き担当会として「五士業合同セミナー」開催の発議を行い、満場一致で採択されました。11月23日の開催に向け、セミナー内容の調整、広報活動のためのチラシやポスター作成、企業・関係団体への後援依頼など急ピッチで準備を進めております。社会保険労務士の存在を市民の皆さまへ幅広くアピールできる絶好の機会ですので、成功裡に終われるよう尽力して参ります。なお当日は参加される各士業の皆さまと情報交換等の交流の場として懇親会を開く予定でおります。

【実施済み（平成31年２月～令和元年８月）】

３月22日　平成30年度第５回幹事会（いわき市労働福祉会館）

出席幹事８名、顧問２名

４月26日　平成31年度働き方改革関連法研修（伝達研修）（いわき産業創造館）

講師：いわき支部　加藤　和志 会員

出席18名

４月26日　平成31年度支部定時総会（いわき産業創造館）

出席23名、委任26名

４月26日　平成31年度第１回幹事会（いわき産業創造館）　出席幹事６名

５月15日　令和元年度第２回幹事会（いわき市労働福祉会館）　出席幹事７名

５月28日　関係行政機関へ挨拶回り　三役

６月上旬　支部会報いわき　第10号発行

７月24日　令和元年度第３回幹事会（いわき市労働福祉会館）　出席幹事７名

７月26日　いわき五士業連絡協議会（いわき市労働福祉会館）

支部長・副支部長・事務局長　三役出席

【今後の予定（令和元年９月～）】

９月13日　令和元年度第１回支部研修会
労働条件改善に係る各種助成金、年金生活者支援給付金等、入管・外国人労働者受入制度を予定

11月23日　いわき五士業無料合同相談会・合同セミナー（いわき産業創造館）

12月６日　令和元年度第２回支部研修会
中間貯蔵施設等への視察研修

２月７日　令和元年度第３回支部研修会

【通年開催中】

いわき市無料労働・年金相談所
毎月第３火曜日（市役所ふるさと再生課）
（※東日本大震災復興支援事業の一環として実施）

相馬支部

相馬支部では、震災以降、相馬市で開催する「相馬市無料困りごと相談事業」へ相談員を派遣し、ほぼ毎週木曜日、相馬市役所にて相談を実施しています。

相談日（８月以降は実施予定を含む）は以下のとおりです。

相談月	相　談　日
４月	４日、11日、18日、25日
５月	９日、16日、23日、30日
６月	６日、13日、20日、27日
７月	４日、11日、18日、25日
８月	１日、８日、22日、29日
９月	５日、12日、19日、26日
10月	３日、10日、17日、24日、31日
11月	７日、14日、21日、28日

４月26日　支部研修（南相馬市市民情報交流センター）　参加８名
「働き方改革関連法研修」
講師：相馬支部　末永　忠之 会員

４月26日　支部総会（五月）　参加11名

白河支部

３月22日　働き方改革研修　出席８名
平成31年度白河支部定時総会
出席８名、委任状５名

４月８日　第１回支部役員会
各行政機関挨拶回り

５月21日　福島県社会保険労務士会定時総会準備委員会出席７名

７月19日　第２回支部役員会

■今後の予定

９月６日　第１回支部研修会
- 最近の労働行政・働き方改革について
  講師：宍戸白河労働基準監督署長様
- 適用手続き改正内容と障害・遺族年金事例について
  講師：白河年金事務所担当者様
- 雇用保険適用及び各種助成金について
  講師：白河公共職業安定所担当者様

終了後、支部懇親会予定

11月中旬　セミナー及び相談会（事業所向け）

12月初旬　無料相談会（個人向け）及び白河支部忘年会

令和２年２月　第２回支部研修会

●●● 会員異動状況 ●●●

（R１．８．１現在）

1．入会者

氏名	事務所名又は勤務先	事務所又は勤務先所在地	電話番号 FAX番号	支部 区分	入会月日
佐々依里子	クレハ錦建設株式会社	いわき市錦町綾ノ町16	0246-64-8181	いわき 勤務	31.4.1
新妻正樹	にいつま社会保険労務士事務所	いわき市平下神谷赤沼64	090-6229-0145	いわき 開業	1.5.1
谷野春雄	山都社会保険労務士事務所	郡山市富田町字大十内80－25	090-6257-5028	郡山 開業	1.5.1
佐藤美幸				郡山 その他	1.5.1
柴田香織	社会保険労務士しばた事務所	福島市大平寺字樋田21－３	024-572-3044	福島 開業	1.8.1
みよた社会保険労務士法人 代表社員　御代田　裕　介		郡山市朝日一丁目20－11 オフィスイン21　305号	024-983-0735 024-983-0736	郡山 法人	31.3.5

2．退会者

氏名	事務所名又は勤務先	事務所又は勤務先所在地	区分	退会月日
神野昭治	神野社会保険経営労務事務所	二本松市根崎１丁目58	開業	31.3.31
木村　昇	木村昇社会保険労務士事務所	会津若松市大戸町宮内217	開業	31.3.31
鈴木留美	社会保険労務士法人ステラコンサルティング福島支社	須賀川市山寺町138　第３司コーポ205号	開業	31.3.31
社会保険労務士法人 ステラコンサルティング福島支社		須賀川市山寺町138　第３司コーポ205号	法人	31.3.31
高久田　暁			勤務	31.4.30
佐藤健児			勤務	1.7.31 宮城会へ

3．異動・変更等

※開業・社員・勤務会員の住所変更は除く

氏名	変更事項	変更内容	変更月日
御代田　裕　介	区分変更（開業→法人社員）	みよた社会保険労務士法人	31．3．5
社会保険労務士法人福島中小企業労務協会	代表社員	一條　雅敏	31．3．29
丸川　潤	区分変更（勤務→法人社員）	社会保険労務士法人福島中小企業労務協会 福島市御山字仲ノ町103－６ TEL 024－534－1022　FAX 024－534－1023	31．4．1
舩山昌典	区分変更（勤務→法人社員）	社会保険労務士法人福島中小企業労務協会 福島市御山字仲ノ町103－６ TEL 024－534－1022　FAX 024－534－1023	31．4．1
赤坂利彦	付記	特定社会保険労務士	31．4．1
草野昌利	付記	特定社会保険労務士	31．4．1
淀川照男	付記	特定社会保険労務士	31．4．1
齋藤俊之	区分変更（勤務→開業）	齋藤俊之社会保険労務士事務所 福島市飯野町字西宮平60－２ TEL 090－4477－1963　FAX 050－1400－7814	31．4．1
佐藤むつ子	区分変更（その他→開業）	佐藤むつ子社会保険労務士事務所 西白河郡西郷村字前山東19－３ TEL 080－2556－7556	31．4．1

氏　　名	変更事項	変　更　内　容	変更月日
佐　藤　龍　樹	区分変更（その他→勤務）	福島県商工労働部雇用労政課 福島市杉妻町２－16 TEL 024－521－7489　FAX 024－521－7931	31．4．1
鍋　田　眞　純	事務所所在地・FAX番号	いわき市平字八幡小路75－３ FAX 0246－38－9770	31．4．8
木　村　智　彦	事務所所在地・電話番号	郡山市土瓜１丁目134－２－C201	31．4．9
高　橋　淳　也	付記	特定社会保険労務士	31．4．15
牧　野　祐　一	事務所名称・所在地・電話番号	牧野社会保険労務士事務所 いわき市勿来町田沢古身55 TEL 090－2996－4236	1．5．1
國　嶋　雅　志	事務所所在地・電話番号	福島市新浜町３－２ TEL 024－572－6257	1．5．1
相　澤　義　和	事務所所在地・FAX番号	福島市泉字清水内３ FAX 024－563－5613	1．5．1
岡　崎　良　之	事務所所在地・電話番号	いわき市平字紺屋町45　紺屋町ビル２F－A TEL 0246－60－8229	1．5．1
榎　田　哲　士	事務所所在地	会津若松市花見ヶ丘一丁目10－24－C	1．5．1
村　上　裕　理	区分変更（勤務→開業）	村上ゆり社会保険労務士事務所 郡山市日和田町字大窪50－12 TEL 080－9258－4316	1．6．1
但　野　紗矢香	区分変更（その他→勤務）	社会保険労務士法人くさの 南相馬市原町区北新田字一ノ坪23 TEL 0244－23－3265　FAX 0244－23－3313	1．7．1
角　田　美恵子	付記 区分変更（勤務→開業）	特定社会保険労務士 つのだ社会保険労務士事務所 郡山市麓山１－16－１－601 TEL 024－933－2778　FAX 024－505－4020	1．7．1
高　橋　俊　一	事務所所在地	伊達市月舘町月舘字62番地	1．8．1

4．会員の現況

	福　島	郡　山	会　津	いわき	相　馬	白　河	合　計
開　業 （法人社員含む）	72	100	34	53	16	10	285
勤　務　等	14	12	11	11	1	3	52
計	86	112	46	64	17	13	337
法　　人	4	8	0	3	1	1	17

労働調査会の定期刊行情報誌

■労働法令解釈運用の総合実務誌
労働基準広報
◆B5判/60頁/月3回（1日・11日・21日）発行/年6回別冊付録つき/
年間購読会費 **60,480円**（本体56,000＋消費税）

■管理者のための実践情報誌
先見労務管理
◆B5判/68頁/月2回（10日・25日）発行/年6回別冊付録つき/
年間購読会費 **60,480円**（本体56,000＋消費税）

労働調査会　東北支社
〒980-0801宮城県仙台市青葉区木町通1-8-28　武山興産木町通ビル
TEL:022-223-0521 FAX:022-268-6360　http://www.chosakai.co.jp/

編集後記

広報委員として務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願い致します。さて、今年の夏は子どもを遊ばせながら健康づくりも兼ねて時々プールに通っています。娘がスイミングスクールでバタフライを覚えてきたので、私も出来るようになりたいと、娘に習って一生懸命練習しています。タイミングがとれずに沈みゆく不様な姿を披露し続けていますが、いつか華麗なバタフライが出来るようになることを夢見ています。

（A．M）

福島では赤く色づいた桃の出荷が最盛期となりました。

実家は農家ではありませんが、「桃は夏に体を冷やさない唯一の果物」とのことですので、たくさん食べて今年の夏を元気に乗り切ろうと思います。

（H．S）

猛暑日が続いてます。水分補給を忘れずに乗り切らねば。

無事これ名馬？皆さんご自愛ください。

（Y．O）

暑い日が続いていますが皆さんは室内にいるときはエアコンを使用していますか？エアコンはあまりスイッチを切らないほうが電気代がかからないといますが、私は昔からの習慣でこまめにスイッチは切ります。皆さんはどちらで派ですか？まだまだ暑い日が続きますが、暑さに負けないで頑張っていきましょう。

（S．M）

毎日暑い日が続いております。皆さまいかがお過ごしでしょうか。熱中症の被害に遭われている方のニュースが毎日目に飛び込んできます。体調管理には充分に気をつけてください。

（S．E）

会報　社労士ふくしま　No.112

令和元年８月20日発行

発行所　福島県社会保険労務士会
〒960－8252
福島市御山字三本松19－３
TEL 024－535－4430
FAX 024－534－5432

発行責任者　会長　宍戸宏行

編集　広報委員会

印刷所　陽光社印刷株式会社

事業主の皆さま

「福島県働き方改革推進支援センター」のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。

働き方改革における様々な問題について
社会保険労務士が無料でご相談に応じます。

電話、メール、来所により相談を受付

お問合せやご相談はこちらまで

【福島県働き方改革推進支援センター】

電　話：0120-541-516

メール：fsr-taigukaizen@blue.ocn.ne.jp

住　所：福島市御山字三本松19-3
（福島県社会保険労務士会内）

【受付時間】9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

▶ **ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。**

▶ **出張相談会・セミナーも開催しますのでご活用ください。**

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。

どうぞお気軽に、ご相談ください。

○ 働き方改革の内容を知りたい
○ 長時間是正について詳しく知りたい
○ パート･有期雇用者の待遇改善を図りたい
○ 派遣法の改正について詳しく知りたい（働き方改革に関連して）
○ 36協定について詳しく知りたい
○ 非正規の方の待遇をよくしたい
○ 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
○ 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
○ 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない　等

厚生労働省　福島労働局委託事業　福島県社会保険労務士会

年金や、職場での困りごとでお悩みの労働者、事業主の方へ

相談は無料です

社会保険労務士へご相談ください

～こんなお悩み・トラブルをかかえていませんか？～

年金

◆請求の手続きがわからない。
（老齢年金・遺族年金・障害年金）
◆将来どのくらい年金がもらえるのか知りたい。
◆年金の加入記録を知りたい。

労働

◆解雇・残業代不払い・賃下げ
◆メンタル不全（うつ等）
◆雇止め・労働者派遣
◆セクハラ・パワハラ等のハラスメント
◆労働災害・通勤災害
◆医療機関や建設業など事業所における労務管理や職場環境の改善

社会保険労務士が解決のお手伝いをいたします！

相談日

日時：毎週水曜日　13：00～17：00

場所：福島県社会保険労務士会

・予約優先制（事前に下記あて電話・FAX またはホームページ上で申込をしてください）
・面談、電話によりご相談をお受けします。

相談無料・秘密厳守　お気軽にご相談ください!!

福島県社労士会総合相談所

申込先
【電話】024-526-2270（9:00~17:00土日祝日を除く）【FAX】024-534-5432（24時間受付）
【ホームページ】http://fukushima-sr.jp　検索　福島県社会保険労務士会　でクリック

併設

社労士会労働紛争解決センター福島

個人の労働者と事業主との間の労働関係紛争を「あっせん」という手続きにより、簡易・迅速・公平・低廉に解決（和解の仲介）をします。
*法務大臣認証第49号　*厚生労働大臣指定第15号

日時：月曜日～金曜日
9:30～17:00
【受付・お問合せ先】
TEL：024－535－4430

福島県社会保険労務士会
〒960-8252　福島市御山字三本松19-3　第2信夫プラザ2F
TEL：024-535-4430　FAX：024-534-5432　http://fukushima-sr.jp

陽光社は
未来につながる
エコ活動に取り組んでいます

New Quality の世界へ

YOKOSHA

陽光社印刷株式会社

本　社／福島市南矢野目字萩ノ目裏1－1
TEL024-553-4600 FAX024-554-4420

東京連絡所／東京都新宿区四谷4-25-803 TEL 03-3352-7873
郡山連絡所／郡山市熱海町熱海6-14 TEL・FAX 024-984-3254

E-mail info@yokosha.co.jp　http://www.yokosha.co.jp

エコアクション21 福島県認証第1号

プライバシーマーク 10190130(08)

エコアクション21 ®環境省 認証番号0000015

こんなことでお困りではありませんか？

顧問先から直接データを取得して電子申請をラクラク・スマートに！

企業からの申請依頼が多く進捗管理が大変

業務ごとに使っているソフトをひとつにまとめたい

企業とのデータのやり取りを一元化したい

信頼のクラウドソフト
社労法務クラウド

- 電子申請だけでなく給与・賞与計算、労働保険年度更新業務などをひとつのマスタで運用
- イージアZEROで収集した情報をワンクリックで同期可能

電子申請を高速自動化
イージア・ゼロ

- 個人情報はクライアントが直接入力するので時短・便利
- 申請はすべて自動更新／申請状況をメールでお知らせ
- 公文書をまとめてダウンロード・さらに自動で名前を付けて保存

広告を見て…とお気軽にご連絡ください！　土・日・祝・当社指定の休業日（年末年始・夏季休業）を除く平日9:00～17:00　spmail@shalf.jp　スマホからもご覧頂けます

【販売元】NIHON shalf　TEL.050-6864-6636

■本社／〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-3-30 カーメルⅡ 1F
■商品開発事業部／〒430-7718 静岡県浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー18F

URL https://esiazero.shalf.jp/　日本シャルフ　検索

全国2400以上の社労士事務所と顧問先企業60万事業所でご利用いただく信頼と実績の「社労夢シリーズ」

社労士事務所が企業へご提案、注目のクラウド人事労務システム

DirectHR

入社から出産・退職を含む会社への申請処理がスマホやPCでクラウド管理可能。
「働き方改革」の第一歩です。

おすすめ機能

- 電子申請完了まで簡単ナビゲート
- 公文書配布＆受取をWEBで
- マイナンバーの収集はお任せ
- WEB給与明細
- WEB年末調整
- 社会保険労務士からのご提供

便利な機能の数々を15日間無料トライアルで是非おためしください。

Twitter,Facebook 始めました！最新情報をお伝えします。　※機能は順次リリース予定です。

東京オフィス　〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目28番34号 MKビル 3F
お問合せはこちら ➡ TEL：03-5803-3400

株式会社 エムケイシステム
https://www.mks.jp/fs9/

口座振替システムのご案内

社労士報酬専用　報酬口座振替システム

★ご利用料金

項　目	ご利用料金（別途消費税）
基本手数料（月額）	1契約（1振替日）につき **2,000円**
委託手数料	請求1件につき **110円**

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい

インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

顧問先さま向け　口座振替 利用先紹介制度

■ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、**会員さまに2万円の紹介手数料**をお支払いいたします。
■ご利用開始**3ヵ月目**の請求口座数が**100口座以上**の場合、会員さまに**さらに2万円**の紹介手数料を追加支払いいたします。

★ご利用料金

請求1回あたり	ご利用料金（別途消費税）
100口座未満の場合	**7,500円＋35円×請求口座数**
100口座以上の場合	**110円×請求口座数**

ご利用例

（別途消費税）

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	**8,550円**	**285円**
50	**9,250円**	**185円**

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまによくご利用いただいています！

資料のご請求はスマホでもOK！

振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。

「利用のお申込み」「資料の閲覧・ご請求」「ご利用料金試算」は、日本システム収納（NSS）のホームページから簡単にできます。

日本システム収納　社労士　検索

【報酬制度・紹介制度】
Wダブルキャンペーン！ +PLUS
実施期間　2019年4月～2020年3月
※キャンペーン詳細は、「月刊社労士 2019/4月号」広告をご覧ください

〔制度運営者〕 **全国社会保険労務士会連合会共済会**

お問合せ先〔委託先会社〕 大同生命グループ **NSS** 日本システム収納株式会社

《フリーダイヤル》（平日 9:00～17:00）
フリーダイヤル **0120-700-676**

資料請求は、このページをコピーし必要事項をご記入のうえ、FAX送信してください。　年　月　日

日本システム収納株式会社 行　（FAX **03-3667-8323** または **06-6385-9080**）

事務所名（担当者名）	（担当者：　）
住　所	〒　－ TEL：　－　－
※必要な資料に○印をつけてください	社労士報酬専用資料　・　顧問先さま向け資料

【個人情報の取扱いについて】こちらにご記入いただきました個人情報等は資料の送付、ご検討状況のご確認等に限り利用させていただきます。なお、今後、個人情報等に変更等が生じた場合にも、準じて取り扱います。

「街角の年金相談センター福島」のご案内

手続きができます

◎年金の請求手続きをしたい
◎振込口座の変更をしたい
◎親が亡くなった時の手続きをしたい

ご相談下さい

◎私は何歳からもらえるの？
◎私はいくらもらえるの？
◎働きながらもらえるの？

●受付時間

平　日	土・日・祝日、振替休日、年末年始（12／29～１／３）を除く	午前８：30～午後５：15
毎週月曜日（休日の場合は翌日）は時間延長		午後５：15～午後７：00

●場　　所　〒960-8131 福島県福島市北五老内町７-５ i.s.M37ビル２階

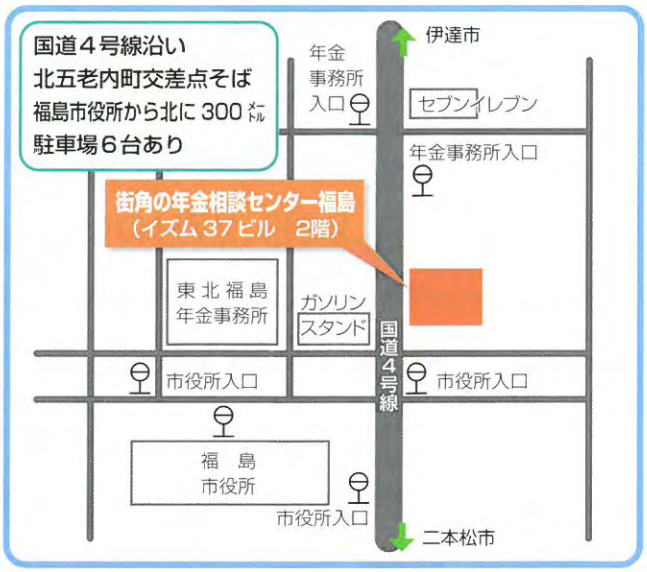

●電　話　024-531-3838（予約・電話での年金相談は、専用番号へお願いします）

※予約の申し込みは

「予約受付専用電話」
☎0570-05-4890
050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6631-7521

※電話での年金相談は

「ねんきんダイヤル」
☎0570-05-1165
050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

ご予約・お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。